

神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等貸付事業

高等職業訓練促進資金の手引き

■はじめに

※本事業は、貸付です。返還免除の要件を満たした場合のみ返済が不要となります。

※返済免除までの期間、就業状況を確認するため書類の提出が必要です。

期限までに書類の提出がない場合、貸付金の返還が生じることがあります。

※申請書等の指定様式は、神奈川県社会福祉協議会のホームページからダウンロードすることができます。

【事業の目的】

この制度は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金(以下、「訓練促進資金」という。)を貸付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

【1】貸付対象者

▶20歳未満の子を養育しているひとり親家庭の親で、次の要件全てを満たす方が対象者です。

- ①居住している市又は保健福祉事務所が実施する訓練促進給付金の支給決定を受けていること
- ②神奈川県内(横浜市、川崎市、相模原市を除く)に住民登録をしていること
- ③養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内にその資格が必要な業務(1週間の所定労働時間合計20時間以上の業務)に就き、5年間(60か月)就業を継続する見込みがあること
- ④過去に他の都道府県から重複して本資金の貸付を受けていないこと

<貸付対象外になる場合>

○下記資金の併給はできません。貸付後に判明した場合は、一括返金となります。

(入学準備金のみ併給不可)

- ・一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金
- ・専門実践教育訓練給付金・自立支援教育訓練給付金

(入学・就職準備金ともに併給不可)

- ・保育士修学資金貸付事業・介護福祉士等修学資金貸付事業

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者が属する世帯である場合

※その他の理由でも、審査の結果により貸付対象外になる場合があります。

【2】 貸付資金の内容

項目	入学準備金	就職準備金
貸付対象者	(1)高等職業訓練促進給付金を入学した月から受給していること (2)養成機関に在学、在籍していること	(1)高等職業訓練促進給付金を養成機関修了月まで受給していること (2)養成機関を修了し、かつ資格を取得後1年以内に、当該資格が必要な業務(週20時間上の勤務)に就職していること
貸付限度額	50万円以内 ※申請金額は千円単位(千円未満は切捨て)	20万円以内 ※申請金額は千円単位(千円未満は切捨て)
資金使途 (具体例)	養成機関の入学時に必要な経費 例・養成機関への学納金(入学金、教材費等)・交通費(初回定期代等)等 ※領収書の添付が必要です。 ※公費から支給されるものは対象外です	就職時に必要な経費 例・就職にあたり必要な被服費(作業服の購入費用等)・通勤に要する移動用自転車の購入費用等・就職によって転居が伴う場合における転居費用※領収書の添付が必要です。
申請期限	養成機関に入学した月から翌々月末まで(必着) ※入学準備金の申請時に就職準備金の申請時に就職準備金の申請を同時に行うことはできません。	養成機関を修了し、かつ資格取得後、1年以内に当該資格が必要な業務に就職した月から翌々月末まで(必着)
貸付方法	一括交付 ※貸付金の交付は入学後、就職後になります	
貸付利子	連帯保証人を立てる場合・・・ 無利子 連帯保証人を立てることができない場合・・・ 返還猶予期間中は無利子 返還猶予期間経過後は年 1.0%	
連帯保証人	原則、連帯保証人を立てることとします。ただし、連帯保証人を立てることができない場合でも、申請は可能です。 【連帯保証人の要件】 ※次のいずれにも該当すること ▶貸付申請者と別生計で、借受者に代わって返済する能力があること ▶原則、連帯保証人は返済終了まで変更できません。	
返還免除の要件	養成機関を修了し、かつ資格取得した日から 1 年以内に取得した資格が必要な業務(1 週間の所定労働時間合計 20 時間以上の業務)に就き、5 年間(60 か月)就業を継続する見込みがあること	
返還(返済)	次のいずれかに該当した場合、貸付金は返還(返済)となります。(災害・疾病・負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く) ①貸付契約の解除に該当したとき ②養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に、その資格が必要な業務に従事しなかったとき、又は業務に従事する意思がなくなったとき ③業務外の事由により死亡、又は、心身の故障により業務に従事できなくなったとき	
延滞利子	最終返還日までに返還完了しない場合、返還すべき額(残元金)に対して、年3%の延滞利子が発生します(2020年3月以前に貸付決定した方は年5%となります)。	

※返還免除までの期間、修学又は就業の継続について書類の提出が必須です。提出がない場合、猶予及び免除は認められません。
また、必要に応じてその他の書類等をご提出いただく場合があります。

【3】申請から資金交付(送金)まで

(1)申請の前に	<ul style="list-style-type: none"> ▶居住地の訓練促進給付金の担当窓口事前に相談ください。 ▶貸付の手引きをもとに、申請に必要な書類をご準備ください。
(2)申請	▶貸付の申請に必要な書類をそろえて、県社協へ郵送(証跡郵便)で提出してください。
(3)審査・貸付決定	<ul style="list-style-type: none"> ▶県社協にて審査を行います。審査の結果は、概ね 2 か月以内に申請者及び連帯保証人(居住している市又は保健福祉事務所)へ通知します。(審査の結果が不承認の場合、理由は開示しません。) ▶貸付が決定した申請者(以下は「借受者」)には、「貸付決定通知」と「借用書」を郵送します。 ※印鑑登録証明書(3 か月以内に発行したもの)、借用書には印紙税法別表第 1 号文書による印紙税額の印紙の貼付が必要です。
(4)借用書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ▶借用書は、貸付決定日より概ね1か月以内に必要書類を添付し、提出ください。 ※借用書は署名捺印(実印)のうえ、印紙税法別表第1号文書による印紙税額の印紙の貼付(消印押印)が必要です。 ※郵便の追跡が可能な方法(簡易書留等)で郵送ください。 ▶養成機関の在籍状況、猶予期間中の就業状況の確認を行うため、県社協が指定する所定の手続きをとってください。
(5)貸付金の送金	▶県社協で借用書等すべての書類を受理後、貸付金を指定口座に送金します。

すべての書類の提出先	〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター7 階 神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス部 福祉サービス推進課
------------	---

【4】貸付後の流れ(在学中の手続き、返還の猶予、返還の免除)

在 学 中	<入学準備金>
--------------	----------------------

- ▶入学準備金の借受者は、養成機関在学中は、年1回、5月末までに「在学証明書」を提出してください。
- ▶修了(卒業)後は、返還猶予の申請を行ってください。



- ▶(養成機関に在学中に休学、復学、退学、給付金受給資格の喪失など状況に変化があった場合の手続き)
- ※状況に変化があった場合、速やかに県社協にご連絡ください。

	提出書類
養成機関を休学(または休学後に復学)	<input type="checkbox"/> 貸付契約変更申請書(様式7-2)(復学時は在学証明書添付)
養成機関を退学	<input type="checkbox"/> 貸付契約解除届(様式3)(退学証明書添付) ※当初の返還計画から返還回数及び期間を変更する場合、「返還計画変更申請書(様式5)」を提出することで変更ができます。
給付金受給資格を喪失 (養成機関には引き続き在学の場合)	<input type="checkbox"/> 貸付契約解除届(様式3) <input type="checkbox"/> 高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書の写し <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書(様式6) <input type="checkbox"/> 在学証明書

返還の猶予申請（返還する日を延ばす手続き）

＜入学準備金/就職準備金共通＞

- ＜入学準備金＞ ▶養成機関を修了後、返還猶予申請が必要です。
 ＜就職準備金＞ ▶就職準備金の借入れ後、返還猶予申請が必要です。

▶養成機関を修了(卒業)後

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に取得した資格が必要な業務(1週間の所定労働時間合計20時間以上の業務)に就職した場合	<input type="checkbox"/> 卒業証明書(写)、または卒業証書(写) <input type="checkbox"/> 資格証明書(写) ※証明書の発行が遅れる場合は、まず「取得が証明できる書類」を提出し、後日正式な証明書を提出ください。 <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書(様式 6) <input type="checkbox"/> 業務従事期間証明書(様式 8)
養成機関修了後、別の養成機関へ入学した場合	<input type="checkbox"/> 上記書類(様式 8 を除く)に加え、 <input type="checkbox"/> (入学した養成機関の)在学証明書
養成機関を修了したが、資格を取得できなかった場合 ※翌年度の受験する意思がある方は、翌年度の受験までの期間を猶予します	<input type="checkbox"/> 不合格通知書 <input type="checkbox"/> 卒業証明書 <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書(様式 6)
修了かつ資格取得後、求職活動中の場合 (卒業・資格取得後、就職まで時間を要する場合) ※修了かつ資格取得後1年以内に資格が必要な業務に就業しない場合、返還となります。	<input type="checkbox"/> 卒業証明書(写)、または卒業証書(写) <input type="checkbox"/> 資格証明書(写) <input type="checkbox"/> 返還猶予申請書(様式 6)

＜就職準備金を借入れた方＞

就職準備金の借入れ後、返還猶予申請書を提出	<input type="checkbox"/> 返還猶予申請書(様式 6) <input type="checkbox"/> 業務従事期間証明書(様式 8)
-----------------------	--

就労継続の状況確認(免除決定まで毎年度、提出)

＜入学準備金/就職準備金共通＞

就業の報告



業務従事期間証明書(様式 8) ※開業・自営している方は課税証明書を添付

- ▶就業2年目以降は、就業確認のため毎年5月末までに、**従事証明書(様式第6号)**を提出ください。
※書類の提出がない場合、決定されている返還猶予期間は取り消しとなり、返還を求めますのでご注意ください。
 ※対象業務に従事していない(退職した)、退職を検討している場合等は、速やかに県社協に連絡・相談してください。

＜その他の状況の場合＞状況に応じた書類を提出ください。(求職活動がある場合は、5ページ「就労継続について」を参照)

	提出書類
資格取得が必要な業務だが他の職場に転職した場合	<input type="checkbox"/> 貸付契約変更事項届(様式 7) <input type="checkbox"/> 業務従事期間証明書(様式 8) <input type="checkbox"/> (前職場の)退職した日がわかる書類
退職・転職(資格を活かした業務でない)した場合	<input type="checkbox"/> 貸付契約解除届(様式3) <input type="checkbox"/> 返還計画変更申請書(様式5)
退職し、求職中の場合 ※退職してから1年以内に就業しない場合、返還となります。	<input type="checkbox"/> 貸付契約変更事項届(様式7) <input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書 ※勤務先の変更(退職・入社)があった場合は、県社協へ連絡ください。

【5年間の就労継続と就業期間(業務従事期間)について】

通算で5年(60か月)間、継続して勤務した場合をいいます。必ずしも同一の勤務先で継続する必要はありません。また、次の①～③に該当する場合も、就業を継続しているものとみなしますが、「就業期間(業務従事期間)」に算入される場合と算入されない場合に分かれます。

①一旦離職し、再就職のために求職活動をおこなっている場合は、求職活動中も継続して就業しているものとして、就業期間(業務従事期間)に算入します(ただし、最長で12か月間)。なお、求職活動とは、以下のいずれかを書面で確認できる場合です。**※求職活動期間中は、求職活動状況報告書を毎月提出することが必要です。**

ア 月1回以上、求人への応募をおこなった場合

イ 次のような就職活動を、月2回以上おこなっている場合

公共職業安定所等が行う職業相談、職業紹介等

(単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動は該当しません)

ウ (1)公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合

(2)就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合

②雇用が継続している場合は、療養、出産・育児、介護等で休職・休業をしている期間も就業期間(業務従事期間)に算入します(当該事実を証明する書類の提出が必要となります。)

③災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(客観的に判断できる場合)により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる(再度、就職する意思がある)場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、再就職までの期間は、①の求職活動を行っている場合をのぞき、就業期間(業務従事期間)には算入しません。(※③に該当する場合は、返還猶予申請書を再提出する必要があります。)

返還の免除申請

<入学準備金/就職準備金共通>

【返還免除となる要件】 次の要件に該当する場合は、貸付金の返還を免除します。

①養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間(60か月)引き続きその業務に従事したとき

(1週間の所定労働時間が20時間以上の業務とします。雇用形態は問いません。)

※修了(卒業)・資格の取得・就職の3つの条件が揃った時点から、5年間(60か月)の計算が始まります。

②取得した資格が必要な業務に従事している期間中に業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

▶返還免除になるためには、返還免除の申請手続きを行うことが必要です。

返還の免除決定

<入学準備金/就職準備金共通>

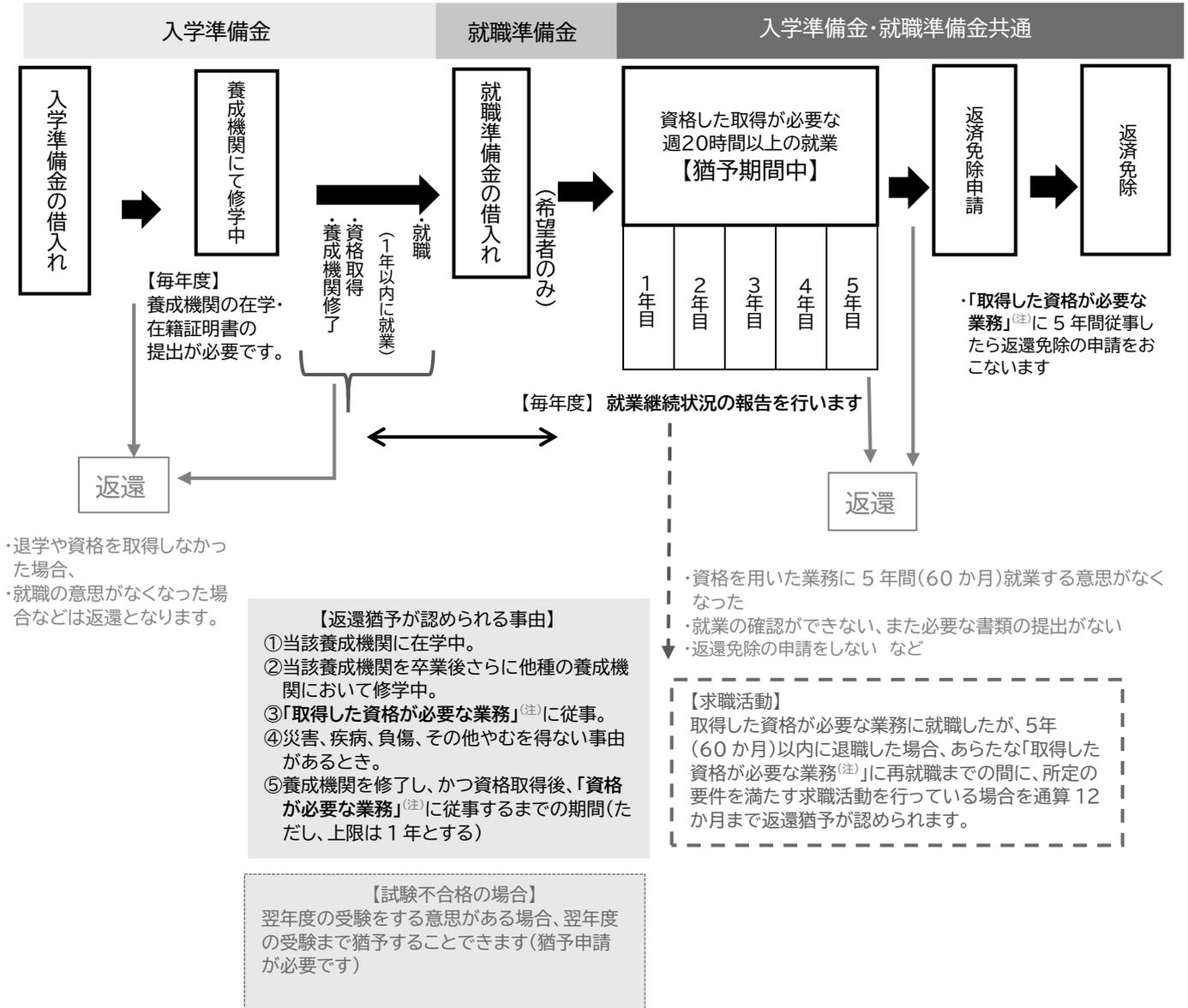
▶県社協は審査を行い通知します。免除が決定した方には、免除決定通知書を送付します。

免除を申請する

返還免除申請書(様式4)

業務従事期間証明書(様式8) (開業されている方のみ) 課税証明書

〈在学中の手続き、返還猶予から返還免除まで〉



(注)「取得した資格が必要な業務」とは、「取得した資格を用いて行う業務で1週間の所定労働時間が20時間以上の業務であること」が必要です。

【5】手続き未済者への通知

各種の届出・申請には提出期限があります。期限に間に合わない場合は、必ず県社協に連絡、相談してください。提出期限を過ぎても書類の提出がない場合、借受者(連帯保証人を立てた場合は連帯保証人も)に対して、督促通知や最終確認書を送付します。書類の提出がない場合は、貸付金の返還を求めることがあります。

【6】返還について

貸付決定後、次の①～⑧のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ①養成機関を退学したとき
- ②心身の故障等のため修学・就業を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③死亡したとき
- ④偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付を受けたとき
- ⑤貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
- ⑥その他訓練促進資金の貸付目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
- ⑦修学・就業(就業継続)の確認ができないとき
- ⑧各種書類の届出をしないとき

◆返還の方法

返還方法は原則として月賦または一括返還とし、事由が生じた日の属する月の翌月から5年(60 か月)の期間内の返還とします。ただし、一括返還の場合は1年(12 か月)以内とします。

◆延滞利子

返還期限を過ぎても、返還が完了しない場合は、残元金に対して延滞利子(3%)が発生します。

※2020年3月以前に貸付決定した方は延滞利子年利5%が発生します。

2020年4月以降に貸付決定した方:年利3%(民法改正に伴い変更)

例【入学準備金 500,000 円の場合】

	連帯保証人あり	連帯保証人なし
一括払い	500,000 円	505,000 円 (元金 500,000 円+利子 5,000 円)
60 回(5 年)分割	500,000 円 〔 1 回目 8,530 円 2~59 回目 8,330 円 〕	512,708 円 〔 1 回目 8,848 円 (元金 8,530 円+利子 318 円) 2~59 回目 (元金 8,330 円+利子 210 円) 〕

例【就職準備金 200,000 円の場合】

	連帯保証人あり	連帯保証人なし
一括払い	200,000 円	202,000 円 (元金 200,000 円+利子 2,000 円)
60 回(5 年)分割	200,000 円 〔 1 回目 3,530 円 2~59 回目 3,330 円 〕	205,083 円 〔 1 回目 3,893 円 (元金 3,530 円+利子 363 円) 2~59 回目 (元金 3,330 円+利子 80 円) 〕

【7】提出書類・届出義務 <届出が必要な時>

借受者は、返還の免除又は返還を完了するまで、各種の届出等を行う必要があります。届出を怠ると猶予の取り扱いや返還免除ができませんので、事実の発生後、必ず速やかに届出を行うようにしてください。

申請するに必要な書類	入学準備金	就職準備金
①ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式1)	○	○
②高等職業訓練促進給付金等決定通知書のコピー	○	○
③申請者の住民票(コピー不可) ※発行から3か月以内のもの ※世帯主、世帯全員、続柄の記載があるもの ※マイナンバー記載がないもの	○	○
④(連帯保証人を立てる場合のみ)連帯保証人の住民票 ※発行から3か月以内のもの ※マイナンバーの記載がないもの	○	○
⑤(連帯保証人を立てる場合のみ)連帯保証人の収入がわかる書類 ・課税証明書、源泉徴収票など	○	○
⑥在学証明書 ※養成機関が発行したもの	○	—
⑦卒業証書または修了証明書の写し	—	○
⑧資格を取得したことがわかるものの写し ※資格証の発行が遅れる場合はまず取得が証明できる書類を提出し、後日正式な証明書を提出してください	—	○
⑨就業開始がわかる書類 ・雇用契約書(就業開始日、勤務時間(1週間の労働時間が20時間以上である)、職種の記載があるもの) ・業務従事期間証明書(様式8) ※勤務先が証明すること	—	○
⑩資金使途が確認できる領収書	○	○
⑪その他、審査上必要となる書類 ・審査の過程で、追加の書類を依頼することがあります。	○	○

【貸付が不要になったとき】

	提出書類名
(1)貸付決定後、送金前に貸付を辞退するとき	<input type="checkbox"/> 貸付契約解除届(様式3)

【養成機関の在学に関すること】

(2)養成機関に在学中のとき	在学期間中、毎年提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 在学証明書 ※養成機関が発行したもの
(3)退学したとき	<input type="checkbox"/> 貸付契約解除届(様式3)

【養成機関の卒業後に関すること(就業確認、猶予・免除申請)】

(4)養成機関卒業と同時に資格を取得し、就職したとき	<input type="checkbox"/> 返還猶予申請書(様式6) <input type="checkbox"/> 業務従事期間証明書(様式8) ※就職先に記入してもらうもの <input type="checkbox"/> 卒業証書(修了証)の写し <input type="checkbox"/> 資格を取得したことがわかるものの写し ※証明書の発行が遅れる場合は、まず「取得が証明できる書類」を提出し、後日正式な証明書を提出ください。 <input type="checkbox"/> 開業届の写し ※ご自身で開業する場合
(5)就職して2年目以降、免除要件を満たすまで	毎年提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 業務従事期間証明書(様式8) ※就職先に記入してもらうもの <input type="checkbox"/> (開業した方のみ) 税務署へ確定申告をしたことが証明できる書類 <input type="checkbox"/> (開業した方のみ) 課税証明書(当年6月に発行されるもの)
(6)5年間(60か月)返還免除対象業務に従事したとき	<input type="checkbox"/> 返還免除申請書(様式4) <input type="checkbox"/> 業務従事期間証明書(様式8) ※就職先に記入してもらうもの <input type="checkbox"/> (開業した方のみ) 課税証明書

【その他】

(7)返還免除対象業務に従事しなくなったとき	返還となります。 <input type="checkbox"/> 貸付契約解除届(様式3) <input type="checkbox"/> 返還計画変更申請書(様式5)
(8)住所、氏名等を変更したとき	<input type="checkbox"/> 貸付契約変更事項届(様式7) <input type="checkbox"/> 住所変更の場合:「住民票」(原本)を添付。 ※発行から3か月以内のもの ※世帯主、世帯全員、続柄の記載があるもの ※マイナンバー記載がないもの <input type="checkbox"/> 氏名変更の場合:「印鑑登録証明書」を添付。
(9)勤務先を変更したとき	<input type="checkbox"/> 貸付契約変更事項届(様式7) <input type="checkbox"/> 新・旧それぞれの業務従事期間証明書(様式8) ※就職先に記入してもらうもの(求職活動がある場合) <input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書 ※勤務先の変更(退職・入社)があった場合は、県社協へ連絡ください。
(10)借受者が死亡したとき	<input type="checkbox"/> 貸付契約変更事項届(様式7) ※除籍証明書または死亡診断書を添付 <input type="checkbox"/> 返還免除申請書(様式4) ※業務上の事由により死亡した場合

【様式一覧】

神奈川県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

様式1	貸付申請書(※A3サイズの用紙、両面印刷)
様式2	送金口座(申込・変更)申請書
様式3	貸付契約解除届
様式4	返還免除申請書
様式5	返還計画変更申請書
様式6	返還猶予申請書
様式7	貸付契約変更事項届
様式7-2	貸付契約変更申請書
様式8	業務従事期間証明書

【問合せ先】

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2 神奈川県社会福祉センター
神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進課
☎045-311-8753 (8:30~12:00、13:00~17:15)

